

亀田清掃センター建替えの 基本計画に関する説明会

令和4年2月

内容

1. 事業スケジュール
2. 方針説明の内容
3. 基本計画の構成
4. 施設整備の基本方針
5. 施設に関する基本項目
6. 市民意見募集の実施

1.事業スケジュール

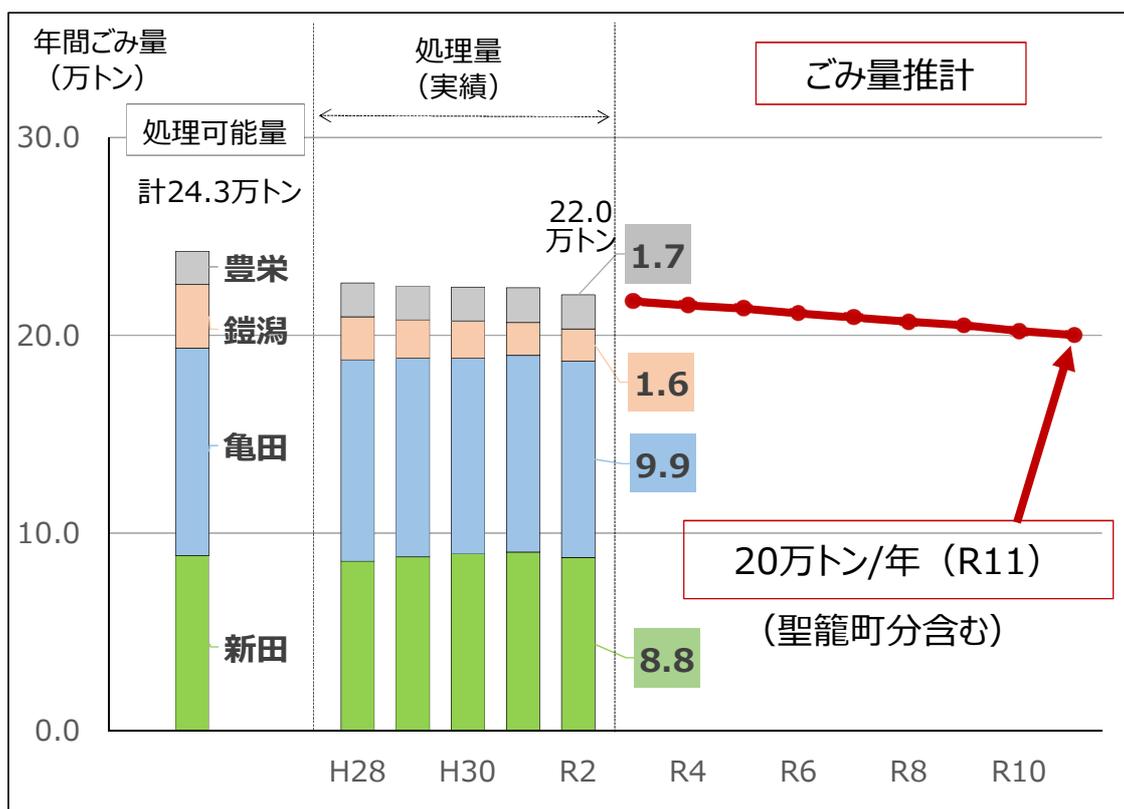
■事業スケジュール（経過と今後の想定）

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7~R10	R11~
動き								
住民説明会	●→ 方針		●← 基本計画				←-----→ 適宜実施	
環境影響評価		●→						
基本計画		●→						
発注準備及び事業者選定				●→				
建設工事							●→	
施設稼働								●→
現施設解体								(予定) ●→

2.方針説明の内容

【令和2年説明会実施】
ごみ焼却施設の統合及び亀田清掃センターの更新

■現状と課題（ごみ量の減少）

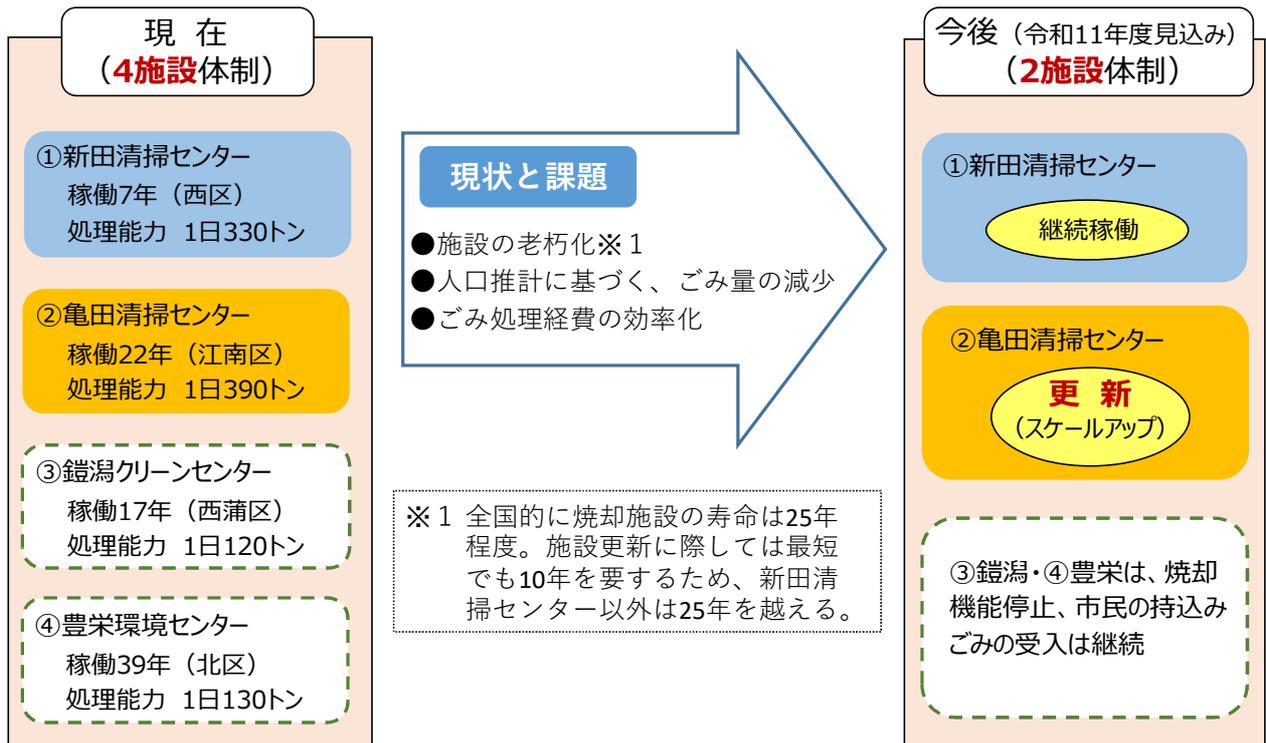


■ 現状と課題（施設の老朽化、ごみ処理経費の効率化）

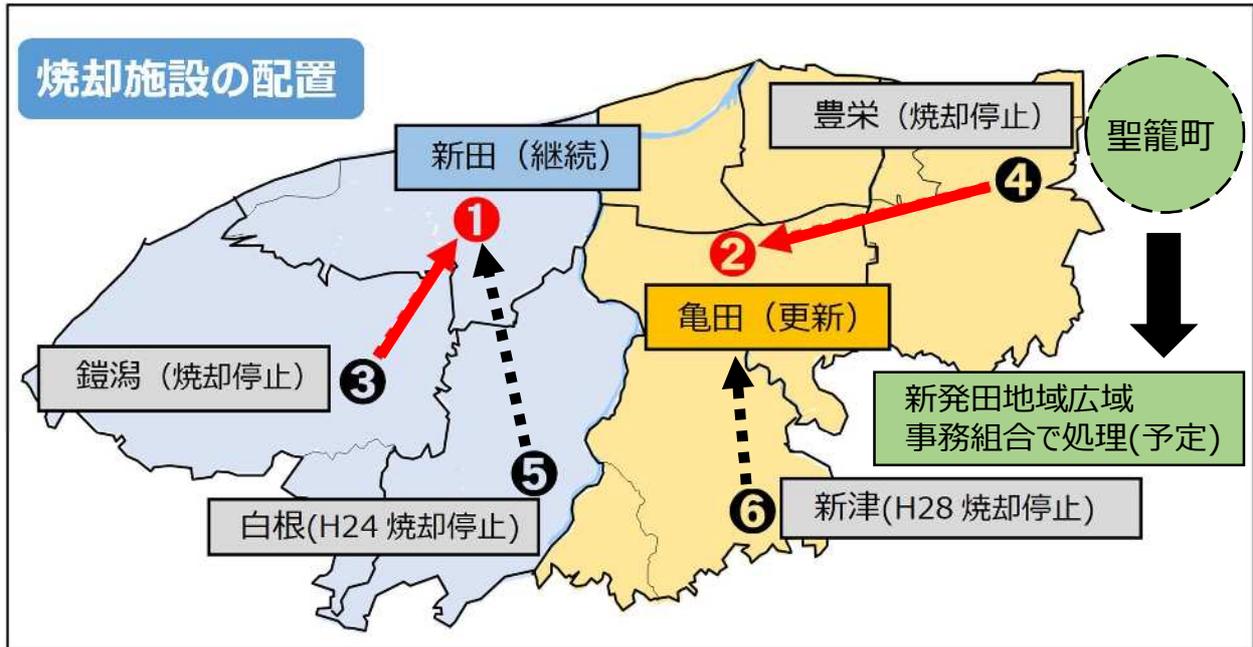
施設名	稼働年数	処理能力	年間処理経費 ※3か年平均	発電電力量(R2)
		処理量 (R2)		熱の供給先
新田清掃センター	9年	330 t/日	6.9 億円	44,052 MWh/年
		8.8万 t/年		アクリパーク、破碎施設
亀田清掃センター	24年	390 t/日	6.9 億円	34,010 MWh/年
		9.9万 t/年		田舟の里
鎧漕クリーンセンター	19年	120 t/日	7.0 億円	3,944 MWh/年
		1.6万 t/年		熱供給なし
豊栄環境センター	40年	130 t/日	4.4 億円	発電なし
		1.7万 t/日		熱供給なし

※稼働年数は令和3年度時点

■ ごみ処理施設のあり方（焼却施設の統合と更新）



■ 統合イメージ



施設へのごみの持込について

- ・ 更新後の亀田清掃センターも含み、上記6施設で継続します。

■ 建設用地

選 定 理 由

- 市の所有地を活用し、必要な面積を確保
- 既存インフラを活用 (送電設備、搬入道路など)
- 新田清掃センターとバランスのとれた配置 (収集・処理エリアを概ね二分)
- 避難所 (新たな機能) として活用できる立地



3.基本計画の構成

■ 基本計画の構成

第1章 基本計画の背景と目的

第2章 ごみ処理の現状

第3章 施設整備の基本方針

第4章 建設予定地

第5章 処理方式・施設規模

第6章 計画ごみ質の設定

第7章 公害防止条件の設定

第8章 施設計画

第9章 事業工程

基準値

レイアウト
搬入車両
防災機能
余熱利用

処理能力

4.施設整備の基本方針

■施設整備の基本方針

5つの基本方針に基づき、施設を整備します。

環境にやさしい

排ガス等による環境負荷の低減

安心・安全

安定で確実な処理

低炭素社会を推進

省エネルギー、効率的な発電

災害に強い

防災拠点活用、災害廃棄物の早期処理

経済性

ライフサイクルコストの低減

5.施設に関する基本項目

■処理能力

●新焼却施設の処理ごみ量

・実績補正（人口、ごみ量） ・**聖籠町分を除く**

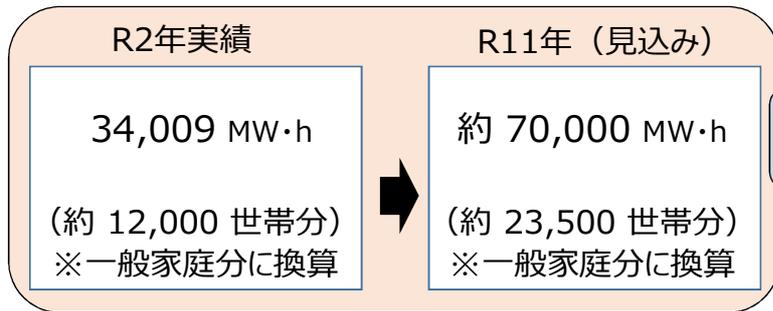
項目	年間処理対象ごみ量	備考
全市	196,404 t/年	一般廃棄物処理基本計画 令和11年度推計値を補正
新田清掃センター	88,700 t/年	計画処理量
新焼却施設	107,704 t/年	



■ 発電・余熱利用

● 焼却余熱の活用

・亀田清掃センター発電電力量



※今後の施設規模により適宜精査

発電量の向上

地域の低炭素化
を推進

● 電力の地産地消

ごみ焼却による低炭素な
発電電力を市内の施設に供給

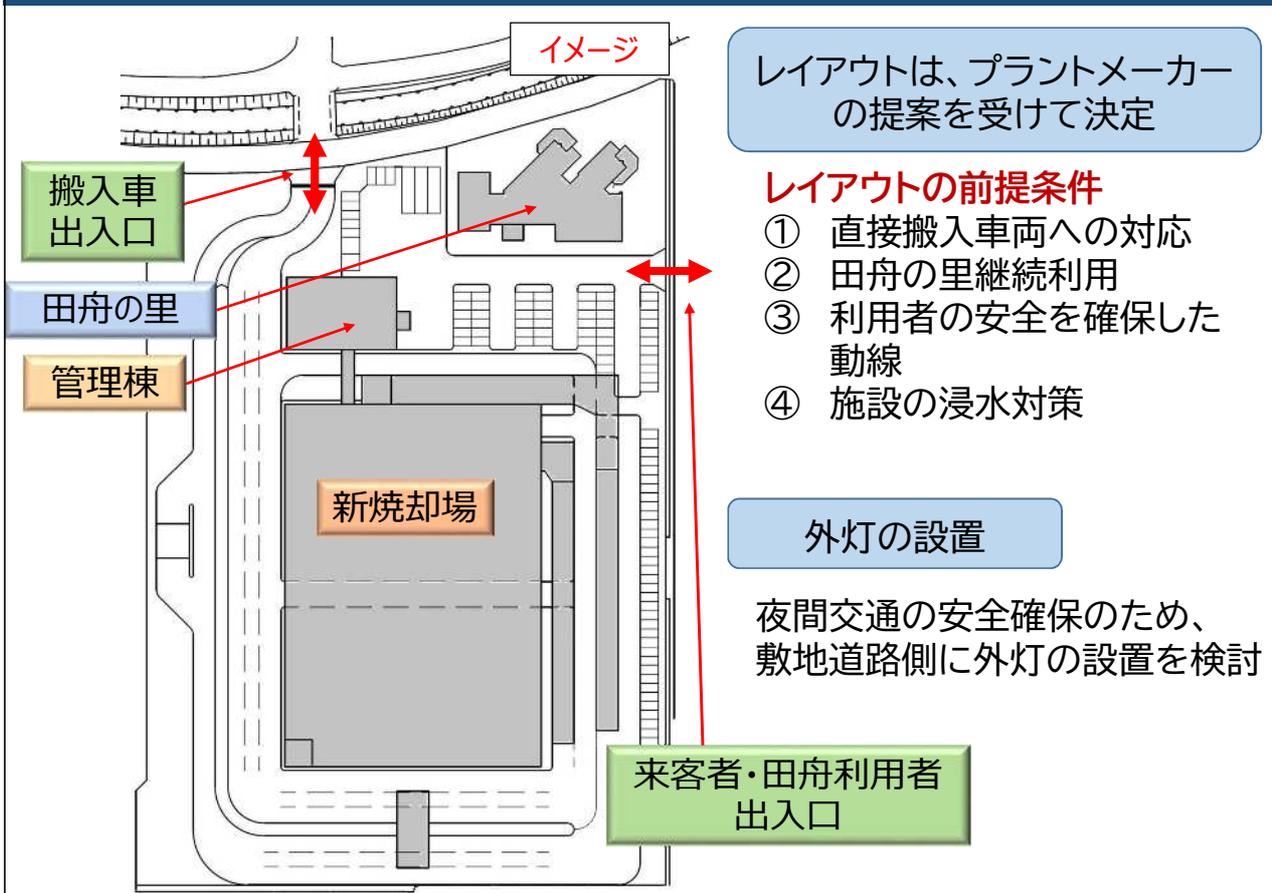
CO₂排出量
の削減

● 近隣施設への熱供給

ごみ焼却による
蒸気・温水

田舟の里
(現施設を継続利用)

■ レイアウト（イメージ図）



■ 廃棄物運搬車両（ごみ収集車）

- 周辺道路環境保全のため、ごみ収集車両の走行ルートの一部変更



■ 防災について

① 災害時でも稼働できる焼却施設の整備

- 1) 耐震性・耐水性
- 2) 始動用電源・燃料保管設備
- 3) 薬剤等の備蓄倉庫

浸水による影響（ハザードマップより）

津波	浸水想定区域外
内水氾濫（雨水）	浸水想定区域外
河川の氾濫	1.0m前後 （新焼却施設建物想定位置）

【対策】 盛土による嵩上げ・主要機器配置の工夫を検討

■ 防災について

② 施設の防災拠点としての活用検討

1) 避難所としての機能

→ 補助的な避難所として見学者
ホール等を活用（150人程度）

2) 備蓄拠点としての機能

→ 災害用備品の確保

3) その他の機能

→ 田舟の里の活用



■ 公害防止条件

焼却施設



周辺環境保全のため、
法による排出基準

排ガス

騒音

振動

排水

悪臭

- 自主基準を設け
更に周辺環境に配慮（排ガス等）
- 環境影響評価で確認

■ 公害防止条件（排ガス）

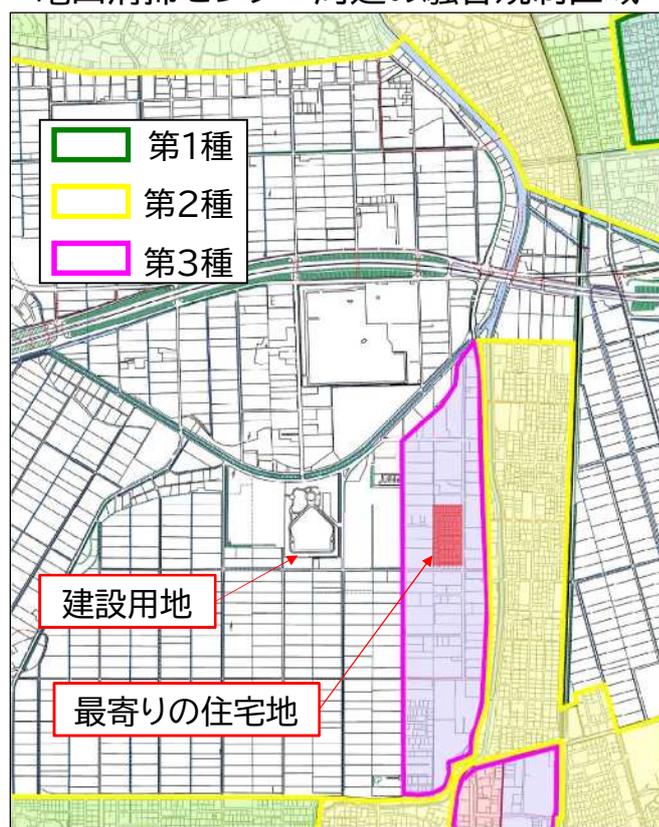
- 基本方針「環境にやさしい」を踏まえ、**法基準以上および現施設より厳しい自主基準**を設定
- 排ガス処理方式は、「排ガス基準値」のほか、近年の採用動向を踏まえ、「発電効率等のCO2発生量」や「コスト」を含めて検討

項目	単位	法基準値	現施設	新施設
ばいじん	(g/m ³ N)	0.04 (現施設 0.08)	0.02	0.01
塩化水素	(ppm)	430	約215	30
硫黄酸化物	(ppm)	3,000(※)	約100	20
窒素酸化物	(ppm)	250	200	50
ダイオキシン類	(ng-TEQ /m ³ N)	0.1 (現施設 1.0)	0.5	0.1
水銀	(μg/m ³ N)	30 (現施設 50)	50	30

(※)想定される排ガス量、煙突高さ59mの場合の概算値 (12% O₂換算値)

■ 公害防止条件（騒音）

亀田清掃センター周辺の騒音規制区域



第2種	住居地域等
第3種	商業地域、 準工業地域等

新焼却施設の自主基準値

第3種の基準を適用
(直近の規制区域と同じ基準)

■ 公害防止条件（騒音）

法基準値	新施設		
なし (規制区域外)	第3種区域		
	昼間	夜間	夕・朝
	65dB	50dB	60dB

距離減衰による騒音レベル(計算値)

敷地境界	→	最寄りの住宅地
65dB		約45dB
50dB		約35dB

最寄りの住宅地(第3種)付近で、第2種の基準よりもさらに小さくなる

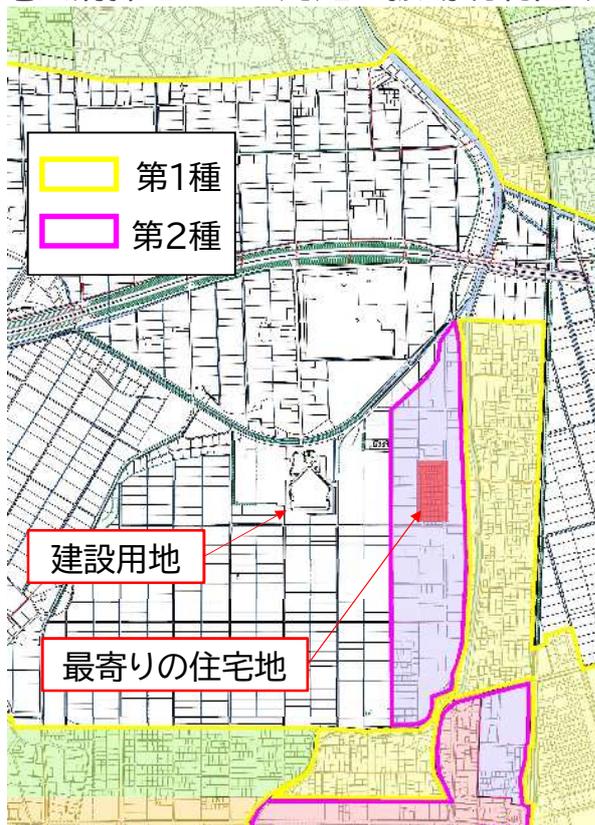
※環境影響評価の予測結果によっては、今後再検討を行う

(参考)騒音の大きさの例

50dB	静かな事務所 図書館
60dB	普通の会話
70dB	騒々しい事務所 の中

■ 公害防止条件（振動）

亀田清掃センター周辺の振動規制区域



- 亀田清掃センターの敷地は、規制区域外
- 直近の住宅地は第2種の指定区域

振動の規制基準(敷地境界)

(単位:dB)

	昼間	夜間
第1種	60	55
第2種	65	60

第1種	住居地域等
第2種	商業地域、準工業地域等

■ 公害防止条件（振動）

法基準値	新施設				
なし (規制区域外)	第2種区域 <table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>65dB</td> <td>60dB</td> </tr> </table>	昼間	夜間	65dB	60dB
昼間	夜間				
65dB	60dB				

(参考)

55dB	60dB	70dB
感じない	静止している人にだけ感じる	一般の人が感じ、戸障子がわずかに動く

- 施設での振動対策により、振動は、規制値より大幅に小さくなる見込みであり、また、距離により減衰するため、住宅地への影響はない。
- 環境影響評価で、予測評価を実施

■ 公害防止条件（悪臭・水質）

■ 悪臭

法基準のとおり

項目	法基準値	新施設
臭気指数	13	13

■ 排水

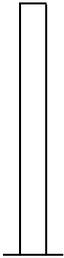
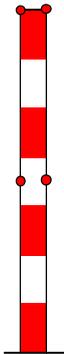
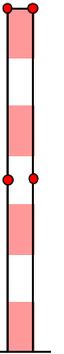
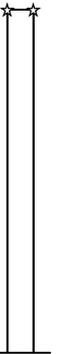
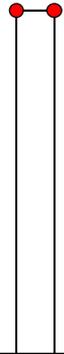
下水道排除基準

生活排水・プラント排水は下水道に放流し、山崎排水路への放流なし

■ 煙突高さの設定

59m（現施設煙突高さ）と80m（旧施設煙突高さ）を比較

→ 60m以上は航空法の規制対象

煙突高さ	59m	80m			
航空法 対応	-	基本	色緩和	中光度 白色灯	ビル等 建物扱い
イメージ					
煙突幅	-	-	-	-	太くなる
障害灯	-	必要	必要	必要	必要
塗装	-	必要	必要	-	-

排ガス

環境アセス配慮書の予測で、環境基準値等を大きく下回っている

景観

障害灯や塗装が必要なく、工場棟と一体構造にすることが可能

建設

安価、工期が相対的に短い

59mを選定

6. 市民意見募集の実施 (パブリックコメント)

■ 市民意見募集手続き（パブリックコメント）

1. 意見募集期間

令和4年2月10日（木）～令和4年3月11日（金）

2. 閲覧・配布

- ・新潟市ホームページ
（トップページ > 市政情報 > 広聴 > パブリックコメント > パブリックコメント一覧 > 環境部 > 循環社会推進課・廃棄物対策課 > 新焼却施設整備基本計画（案）に対する意見を募集します）
- ・循環社会推進課、亀田清掃センター、江南区文化会館、市政情報室、各区役所地域課・地域総務課、各出張所、中央図書館（ほんぽーと）

3. 提出方法

- ・郵送・FAX・電子メール・閲覧場所に直接持参
※個別回答や電話での意見受付は行っておりません
- ・意見書用紙は、新潟市ホームページおよび上記の閲覧場所で入手できます

おわりに

より良い施設づくり、適正な施設管理を行ってまいります。
地域の皆様におかれましてはご理解・ご協力のほどよろしく
お願い申し上げます。

【 お問い合わせ先 】

【施設更新に関すること】
新潟市環境部循環社会推進課
TEL：025-226-1427
担当：藤田、川上

【亀田清掃センターの運転に関すること】
亀田清掃センター
TEL：025-382-4371
担当：穂苅、小嶋